

重要法令解説

このコーナーは、本紙に執筆していただいている各弁護士の方々に、最新の重要法令を専門的な見地から解説していただくものです。

大江橋法律事務所 弁護士

闵 炜 (MIN WEI)

1986年中国復旦大学法学部卒業

1991年日本留学

1993年から1999年上智大学法学研究科博士課程在学

1999年から大江橋法律事務所中国律師として勤務

主な論文：「中国における外商投資企業のリストラ

及び撤退実務」各論、

「製品品質法」の改正

「工傷保険条例」の解説

今年の4月27日に、「工傷保険条例」が国務院より公布され、来年（2004年）の1月1日から施行されることになった。この条例は、総則、工傷保険基金、工傷認定、労働能力鑑定、工傷保険待遇、監督管理、法律責任及び付則の8章、64条から構成され、工傷の基本的な問題を規定している。

工傷とは、業務上の原因により、従業員が事故傷害または職業病を受けたことをいう¹。労働者の工傷に対する補償について、今まで多くの中央規定、地方規定が制定されていた。

その主な法規は以下の通りである。

1. 労働保険条例及びその実施細則修正草案

労働保険条例第12条では、業務上の原因による傷害廃疾の医療費用は全額企業負担、且つ医療期間中賃金全額支払と定めている。

¹ 条例第1条：業務上の原因により、事故傷害または職業病を受けた従業員が医療救助と経済補償を受けることを保障し、工傷予防と職業快復を促進し、雇用単位の工傷リスクを分散させるために、本条例を制定する。

実施細則第11条から第15条では、工傷の該当基準、廃疾程度の判定などを規定している。

2. 労働法

1994年7月5日に公布された「労働法」第73条では、“労働者が以下の状況において、法により社会保険待遇を受ける：…(三)業務による傷害廃疾または職業病”という基本規定を設けた。市場経済の導入に伴い、工傷に対する補償は、それまでの企業全額負担から社会保険の一環として創設することを示した。

3. 企業従業員工傷保険試行弁法

1996年8月12日に公布された「企業従業員工傷保険試行弁法」は、労働法の原則規定に基づいて、具体的に工傷の該当基準と認定、工傷判定、工傷待遇を定め、工傷保険基金の創設及び基本内容を規定している。

しかし、「企業従業員工傷保険試行弁法」施行された後、工傷保険基金の設立が遅れ、事実上多くの地方では、法規の前半部分(工

傷の該当基準と認定、工傷判定、工傷待遇)のみ適用され、労働者の賃金待遇は依然企業負担のままである。今回の新条例は労働部規章から国务院行政法規に昇格され、工傷保険基金設立が本格的に開始されると思われる。

以下、新条例の内容を紹介する。

一、工傷保険について

1. 適用範囲

まず、雇用側の範囲は中国国内の各類企業²と被用者を雇っている個体工商戸とされている(以下雇用単位という)。これらの雇用者は工傷保険の加入に義務つけられ、全従業員または被用者のために工傷保険費用を納付しなければならない(第2条)。

「企業従業員工傷保険試行弁法」(以下試行弁法という)の適用対象である「企業」より広くしている³。さらに、違法に雇用される労働者の工傷待遇を受ける権利を確保するために、2003年9月23日に、労働と社会保障部から「違法雇用単位死亡人員一括賠償弁法」を公布し、営業許可証がない単位、或いは営業許可証が取り消された単位、童工を使用している単位に対し、死亡した従業員の直系親族に一括賠償責任を課している。なお、国外に派遣されている労働者について、派遣先国の工傷保険に加入できる場合、その保険に加入し、その場合、国

² 国営企業、集体所有制企業、私営企業、外商投資企業の全てを含むとされる。また、股分有限公司、有限責任公司、個人独資企業、組合企業などの全企業形態を含む。

³ この範囲は養老保険、失業保険と基本医療保険の範囲よりも広い、今後前記三種の保険の適用範囲も広がる方向であると思われる。

内の工傷保険関係は一旦中止する。加入できない場合、国内工傷保険関係は中止しない(第42条)。

2. 工傷保険費用納付義務者

雇用単位のみである。労働者個人は納付する必要がない(第10条)。雇用単位は工傷保険加入状況を単位内において公示しなければならない(第4条)。

3. 工傷保険基金の財源

雇用単位が納付した保険費用、保険基金の利息及び法により納入されたその他の資金(公的資金と思われる)から構成される(第7条)。

4. 保険費用の計算

雇用単位が納付する工傷保険費用の金額は、当該単位の従業員賃金総額⁴かける費用率となる。費用率は現段階ではまだ公表されていない。工傷保険の費用率は工傷保険金の使用状況、工傷事故の発生率に基づいて業種別に設けられる。さらに、業種内においても若干費用ランクが設けられ、それぞれの企業の保険金使用状況、工傷発生率により、当該企業の費用率が確定される(第8条)。

二、工傷認定について

1. 工傷の認定基準

新条例では、工傷を工傷(第14条)、見なし工傷(第15条)の二種類に分けている。

⁴ 雇用単位より当該単位の全従業員に支払われた労働報酬の総額。

具体的に工傷と認定されるのは、業務時間と業務場所内において、業務原因による事故被害、業務時間の前後に、業務場所において、業務と関係する準備的、後片付け的業務に従事している時に受けた事故傷害、業務時間と業務場所内において、業務責任を履行するために受けた暴力などの傷害、職業病、業務上の原因で外出している時間中、業務上の原因により傷害を受け、または事故が発生し、行方不明になった場合、通勤途中、自動車事故による傷害を受けた場合、法律、行政法規の規定により認定されるべきその他の工傷、である。見なし工傷について、業務時間と業務場所内において、突発疾病により死亡し、或いは48時間以内に救助無効で死亡した場合、災害救助などの国家、公共利益を保護する活動において傷害を受けた場合、

労働者が以前軍隊服役、戦争または公的原因により廃疾し、革命廃疾軍人証書を取得し、雇用単位において古いけがが再発した場合、とされている。新条例の認定基準と試行弁法と比べると、準備的、後片付け的業務中における事故、自動車事故において、通勤の規定時間と必要路線、道路交通事故の三つの要件が削除された、除外事項は減少された⁵。

2. 工傷認定と申請

工傷保険金を受領するために、工傷認定手

続きを行う必要がある。労働行政管理部門は工傷認定申請を受けた後、事実を調査確認することができる（第19条）。

認定申請者は雇用単位であるが（工傷発生日または職業病と診断された日から30日以内）、雇用単位が認定申請しない場合、労働者本人或いはその直系親族、組合が申請できる（工傷発生日または職業病と診断された日から1年以内）（第17条）。ただし、雇用単位が上記30日以内に従わず、工傷認定申請を遅延した場合、遅延期間内の工傷待遇費用は当該単位の負担になる（第17条4項）。

工傷認定申請時に、工傷認定申請表（事故発生時間、場所、原因及び傷害程度を記入）、労働関係を有することを証明する資料、医療診断証明または職業病診断証明、を提出しなければならない。

三、工傷保険待遇

工傷を治療するために必要な費用は、工傷保険診療項目目録、工傷保険薬品目録、工傷保険入院サービス基準に符合するものに限って、工傷保険基金から支給される。リハビリ費用も工傷保険基金から支給される（第29条）。さらに、労働者は日常生活または就業の必要性から、義肢、矯正器具、義眼、入れ歯、車椅子などを取り付ける場合、その費用も国家規定の基準に基づいて工傷保険基金から支払われる（第30条）。工傷医療期間中、雇用単位が以下の費用を負担する。賃金及び福利待遇は変化なく、支払われる（第31条）。ただし、支払う期間は通常12ヶ月を超えない、傷害が重大の

⁵ 試行弁法では、“犯罪と違法”が除外事項であるが、新条例は“犯罪と治安管理に違反”に変更、治安管理法規に違反するのみ除外することになる。“喧嘩による場合”は削除された。“飲酒”を“酔っぱらい”に変更され、範囲が狭くなる。

場合或いは特殊な状況にある場合、労働能力鑑定委員会の確認を得て、最長12ヶ月間延期することができる。入院している場合、入院食事補助費が支払われる。その基準は当該単位の出張食事手当の70%である（第29条）。自ら生活できない労働者に対して、その看護責任を負う。廃疾と鑑定された場合の待遇は後述。

四、労働能力鑑定

1. 労働能力鑑定の概要

労働能力鑑定とは、労働能力障害の程度と生活能力障害程度に対する等級鑑定である。労働者が工傷を受けた場合、当該工傷は後に労働能力に影響を与える可能性がある場合、労働能力鑑定を受ける必要がある（第21条、22条）。

労働能力障害は10等級に分けられる。その内、一級はもっとも重く、十級はもっとも軽い。生活能力傷害は三つの等級に分けられ、それぞれ、自ら完全に生活できない、自ら大部分の生活ができない、自ら一部生活できないとなっている。

労働能力鑑定の申請者は、雇用単位、工傷した労働者またはその直系親族である。労働能力鑑定を行う機関は、労働能力鑑定委員会である。委員会のメンバーは、労働保障行政部門、人事行政部門、衛生行政部門、組合、保険機構代表及び雇用単位の代表により構成される（第24条）。

労働能力鑑定の手順として、労働能力鑑定委員会が3 - 5名の関係医療専門家を選任し、鑑定意見を提出させる。委員会は鑑定意見に基づいて鑑定結論を出す。申請者

は鑑定結論に不服する場合、15日以内に上部労働能力鑑定委員会に再度鑑定を申請できる。この上部労働能力鑑定委員会の結論は最終的な結論になる。

2. 廃疾と鑑定された場合の待遇

(1) 生活能力障害と鑑定された場合、工傷保険基金より生活看護費が支給される。支給基準は、自ら完全に生活できないと鑑定された場合、当該地方前年度従業員平均賃金の50%、自ら大部分の生活ができない場合は40%、自ら一部生活できない場合は30%である。

(2) 労働能力障害1級から4級と鑑定された場合、雇用単位との労働関係が保留し、職場から退出され⁶、以下の待遇を受ける。

工傷保険基金より一時廃疾補助金が支給される。基準は、1級は本人賃金⁷の24ヶ月分、2級は本人賃金の22ヶ月分、3級は本人賃金の20ヶ月分、4級は本人賃金の18ヶ月分、となっている。

工傷保険基金より毎月廃疾手当が支給される。基準は、1級は本人賃金の90%、2級は本人賃金の85%、3級は本人賃金の80%、4級は本人賃金の75%、となっている。

⁶ 試行弁法第22条の“労働関係終了”という規定から、“労働関係保留し、職場退出”と変更された。

⁷ 工傷前の12ヶ月月平均賃金（社会保険料納付基準額）。本人賃金が当該地方の平均賃金の300%を超えている場合は、300%に基づいて計算し、60%より低い場合は、60%に基づいて計算する。

労働者が定年になった場合、廃疾手当の支給は停止され、養老保険を受ける。ただし、養老保険待遇は廃疾手当より少ない場合、工傷保険基金は差額を補填する。

- (3) 労働能力障害5級から6級と鑑定された場合、以下の待遇をうける。工傷保険基金より一時廃疾補助金が支給される。基準は、5級は本人賃金の16ヶ月分、6級は本人賃金の14ヶ月分、となっている。雇用単位との労働関係は保留され、雇用単位は適切な職場を手配する。手配できない場合、雇用単位により毎月廃疾手当が支給される。基準は、5級は本人賃金の70%、6級は本人賃金の60%、となっている。工傷した労働者が要求した場合、労働関係の終了または解除ができる。その場合、雇用単位は一括工傷医療補助金と廃疾就業補助金を支払わなければならない。
- (4) 労働能力障害7級から10級と鑑定された場合、以下の待遇をうける。工傷保険基金より一時廃疾補助金が支給される。基準は、7級は本人賃金の12ヶ月分、8級は本人賃金の10ヶ月分、9級は本人賃金の8ヶ月分、10級本人賃金の6ヶ月分、となっている。労働契約終了または労働者本人から労働契約の解除を申し入れた場合、雇用単位は一括工傷医療補助金と廃疾就業補助金を支払わなけれ

ばならない。

- (5) 工傷再発し、治療が必要な場合は、上記工傷待遇を再度受けることができる。

五、労働者死亡

1. 死亡

労働者が工傷により死亡した場合、工傷保険基金からその直系親族に対して、以下の金額が支払われる。

- (1) 葬式補助金、当該地方前年度労働者平均月賃金の6ヶ月分。
- (2) 扶養親族補助金、死亡者により生前主な生活資金を提供され、労働能力のない親族に対して支給される。基準は、配偶者は本人賃金の40%、その他の親族は30%。単身の親または孤児がいる場合は、上記基準の上にさらに10%増額。
- (3) 工傷死亡一時補助金、当該地方前年度労働者の月平均賃金の48ヶ月分から60ヶ月分。

2. 行方不明

業務上の原因で外出している時間中に事故に遭い、または災害救助活動において行方不明になった場合、事故発生当月から3ヶ月以内に賃金が支払われ、第4ヶ月から停止される。第4ヶ月から、工傷保険基金より親族扶養金が支払われ、生活に困難がある場合、工傷死亡一時補助金の50%を前払いすることができる。人民法院より死亡宣告された場合、上記死亡の規定により処理される。

六、その他

1、工傷待遇に関して、労働者と雇用単位との間紛争が生じた場合、労働紛争の関連規定に基づいて処理する。つまり、労働紛争仲裁委員会において、60日の申し立て時効のもと処理されることになる(第52条)。

2、工傷待遇に関して、雇用単位、労働者またはその直系親族が労働行政管理部門、保険機構の決定に対して不服する場合、行政案件として、行政復議、行政訴訟の手続

きにより処理されることになる(第53条)。

3、雇用単位が、工傷保険に加入しない場合、未加入期間内に発生した工傷に関して、新条例に規定された保険待遇と基準に基づいて、雇用単位が費用を負担する。

4、新条例は2004年1月1日より施行されるが、施行前に工傷に遭い、まだ工傷認定を受けていない労働者に関し、新条例の規定に基づいて執行する。